

令和4年11月29日招集

第10回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

令和4年第10回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第161号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	令和4年 11月29日		
議第162号	天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第163号	天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第164号	天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第165号	天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第166号	天草市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	"		
議第167号	天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第168号	天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第169号	天草市保健福祉センター条例及び天草市栖本福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第170号	天草市栖本温泉センター条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第171号	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	"		
議第172号	字の区域の変更について	"		
議第173号	字の区域の変更について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第174号	第3次天草市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について	令和4年 11月29日		
議第175号	工事請負契約の変更について	〃		
議第176号	指定管理者の指定について（天草市本渡水産物荷さばき施設）	〃		
議第177号	指定管理者の指定について（天草市民センター）	〃		
議第178号	指定管理者の指定について（牛深総合センター）	〃		
議第179号	令和4年度天草市一般会計補正予算（第9号）	〃		
議第180号	令和4年度天草市一般会計補正予算（第10号）	〃		
議第181号	令和4年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第182号	令和4年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第183号	令和4年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第184号	令和4年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第185号	令和4年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第186号	令和4年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第187号	令和4年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）	〃		
議第188号	令和4年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第189号	令和4年度天草市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和4年 11月29日		

議第161号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年天草市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第2条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年天草市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第4条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年天草市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (2) 第3条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例
- (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 162 号

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の給与に関する条例（平成 18 年天草市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 115」の次に「）、12 月に支給する場合には 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 55」の次に「）、12 月に支給する場合には 100 分の 50（特定幹部職員にあっては、100 分の 60）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400

6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			

	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100	

18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500

47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	

	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

再任用職 員以外の 職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500

30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	

59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		

	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800

26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600

55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600

84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	

113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		

	142	302,500	333,600			
	143	302,900	333,900			
	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 163 号

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	会長	基本給	月額	34,000円
		能率給	年額	予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理者	基本給	月額	30,000円
		能率給	年額	予算の範囲内で市長が定める額
	委員	基本給	月額	27,000円
		能率給	年額	予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	基本給	月額	27,000円
		能率給	年額	予算の範囲内で市長が定める額

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第164号

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天草市職員の退職手当に関する条例(平成18年天草市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「含む」の次に「。第11条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「(1月間の日数(天草市の休日を定める条例(平成18年天草市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第11条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

(天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年天草市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「18日」の次に「(1月間の日数(天草市の休日を定める条例(平成18年天草市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（天草市の休日を定める条例（平成18年天草市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

（天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年天草市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（天草市の休日を定める条例（平成18年天草市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員等に対する退職手当の支給要件の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 165 号

天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年天草市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、市長が定める額とする。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年天草市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、管理者が定める額とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の適用を受ける職員の定年の引上げ等に
に伴い、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額について必要
な事項を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 166 号

天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

天草市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業の管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第 3 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 4 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報

のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。

ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(天草市個人情報保護条例の廃止)

第2条 天草市個人情報保護条例(平成18年天草市条例第19号)は、廃止する。

(天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第3条 天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成27年天草市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法、」の次に「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び」を加え、「及び天草市個人情報保護条例(平成18年天草市条例第19号)」を削る。

第3条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問を受けた事項に関すること。

(経過措置)

第4条 附則第2条の規定の施行の日前に同条の規定による廃止前の天草市個人情報保護条例(以下この条において「旧条例」という。)第13条、第24条又は第25条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正及び利用の停止等につい

ては、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、同法の施行に必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 167 号

天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市運動広場条例の一部を改正する条例

天草市運動広場条例（平成 18 年天草市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表第 3」の次に「、天草市陸上競技場の利用に係る使用料の額は別表第 4」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

天草市陸上競技場	天草市本渡町広瀬 5 番地 1 1 3
----------	---------------------

別表第 3 に次のように加える。

天草市陸上競技場夜間照明施設	全面	2,000円
	半面	1,000円

別表第 3 備考を次のように改める。

（備考）

- 1 天草市陸上競技場夜間照明施設について、営利を目的として利用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる額に 2 を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 9 条関係）

陸上競技場

区分		使用料（1 時間当たり）
団体使用	一般	2,000円
	高校生以下	1,000円

個人使用	一般	100円
	高校生以下	50円

(備考)

- 1 営利を目的として利用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 2 市外の利用者が施設の団体使用をする場合は、使用料の額に2を乗じて得た額を徴収する。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

会議室等

区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）
本部室・審判室兼会議室A	100円	100円
本部室・審判室兼会議室B	100円	100円
多目的室	100円	100円
多目的スペース	200円	
更衣室	100円	100円
記録室	100円	100円
放送室	100円	100円

(備考)

- 1 営利を目的として利用する場合又は入場料を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

トレーニング室

区分		使用料（1時間当たり）
個人	一般	200円
	高校生以下	100円

(備考) 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

シャワー

区分	使用料（10分当たり）

個人	100円
----	------

陸上器具等

区分	使用料（1時間あたり）
写真判定機	1,000円
小型自動計測機	100円

（備考） 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（提案理由）

天草市陸上競技場の設置に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 168 号

天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

天草市看護師等修学資金貸与条例（平成 26 年天草市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び助産師」を「、助産師及び准看護師」に改める。

第 2 条第 1 号中「又は第 21 条」を「、第 21 条又は第 22 条」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第 3 条第 2 項中「養成施設等を卒業し看護師等の資格取得のため、引き続き別の養成施設等に入学する（以下「」を削り、「」という。）」を「（修学資金の貸与を受けている者が既に取得した看護師等の資格以外の看護師等の資格を取得するために他の養成施設等へ進学することをいう。以下同じ。）をする」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 10 条（第 1 号、第 5 号及び第 6 号を除く。）の規定により修学資金の返還を猶予されている被貸与者が資格取得のための進学をした場合における第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「通算して 48 月」とあるのは、「48 月から既に貸与を受けた月数を除した月数」とする。

第 10 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 資格取得のための進学により養成施設等に在学しているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

天草市看護師等修学資金の貸与要件の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 169 号

天草市保健福祉センター条例及び天草市栖本福祉会館条例の一部を改正する条例の制定
について

天草市保健福祉センター条例及び天草市栖本福祉会館条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 4 年 1 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市保健福祉センター条例及び天草市栖本福祉会館条例の一部を改正する条例
(天草市保健福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 天草市保健福祉センター条例（平成 18 年天草市条例第 149 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の表天草東保健福祉センターの項を削る。

別表天草東保健福祉センターの項を削る。

(天草市栖本福祉会館条例の一部改正)

第 2 条 天草市栖本福祉会館条例（平成 18 年天草市条例第 125 号）の一部を次のように改
正する。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

区分	基本使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）
大ホール	900円	500円
会議室 1	300円	200円
会議室 2	200円	200円
和室	200円	200円
調理室	400円	200円

(備考) 基本使用料について、利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間とし

て計算する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

天草東保健福祉センターの廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 170 号

天草市栖本温泉センター条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市栖本温泉センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市栖本温泉センター条例等の一部を改正する条例

(天草市栖本温泉センター条例の一部改正)

第 1 条 天草市栖本温泉センター条例(平成 18 年天草市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「別表に掲げる額」を「宿泊料金にあつては別表に掲げる額に 1.5 を乗じて得た額、その他の料金にあつては別表に掲げる額に 1.35 を乗じて得た額」に改める。

別表才宿泊料金の表小学 1 年生から小学 3 年生までの項を削り、同表小学 4 年生から小学 6 年生までの項中「小学 4 年生から小学 6 年生まで」を「小学生」に改める。

(天草市総合交流施設愛夢里条例の一部改正)

第 2 条 天草市総合交流施設愛夢里条例(平成 18 年天草市条例第 215 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「別表に掲げる額」を「宿泊料金にあつては別表に掲げる額に 1.5 を乗じて得た額、その他の料金にあつては別表に掲げる額に 1.35 を乗じて得た額」に改める。

別表クを削る。

(天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例の一部改正)

第 3 条 天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例(平成 18 年天草市条例第 218 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「掲げる額」の次に「に 1.35 を乗じて得た額」を加える。

別表ウ交流研修室の表交流研修室1の項中「840円」を「1,060円」に改め、同表交流研修室2の項及び交流研修室3の項を削る。

(天草市下田温泉センター条例の一部改正)

第4条 天草市下田温泉センター条例(平成18年天草市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」の次に「に1.35を乗じて得た額」を加える。

(天草市牛深温泉センター条例の一部改正)

第5条 天草市牛深温泉センター条例(平成18年天草市条例第221号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」の次に「に1.35を乗じて得た額」を加える。

別表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

(天草市宿泊施設やすらぎ荘条例の一部改正)

第6条 天草市宿泊施設やすらぎ荘条例(平成18年天草市条例第223号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」の次に「に1.5を乗じて得た額」を加える。

別表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

(天草市リップルランド公園条例の一部改正)

第7条 天草市リップルランド公園条例(平成18年天草市条例第224号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」の次に「に1.35を乗じて得た額」を加える。

別表第3(3)及び(4)を削る。

(天草市河浦海上コテージ条例の一部改正)

第8条 天草市河浦海上コテージ条例(平成18年天草市条例第227号)の一部を次のように改正する。

第5条中「宿泊利用時間は」を「利用時間は、」に、「午前9時」を「午前10時」に改め、「とし、休憩利用時間は午前10時から午後3時まで」を削る。

第17条第2項中「掲げる額」の次に「に1.5を乗じて得た額」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第9条、第17条関係)

海上コテージの使用料

区分		金額
1人1泊1室	大人	8,390円
	小人	7,860円
2人1泊1室 1人当たり	大人	7,340円
	小人	6,810円
3人1泊1室 1人当たり	大人	6,290円
	小人	5,770円
4人以上1泊1室 1人当たり	大人	4,720円
	小人	4,200円

(備考)

- 1 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 2 小学校就学前の者は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

市有温泉施設及び宿泊施設の利用料金の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 171 号

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、菊池環境保全組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 172 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
楠浦町	中田原	2749番1、2749番2の一部、2749番3の一部、2742番2の一部、2750番1の一部、2750番2の一部	楠浦町	寺中
楠浦町	寺中	2395番の一部、2397番1の一部、2397番2の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びに2417番の一部、2421番の一部	楠浦町	中田原
楠浦町	久保	2847番の一部、2848番の一部、2849番の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字中田原2742番2に隣接する水路である公有地の一部	楠浦町	寺中
楠浦町	中田原	2742番2の一部	楠浦町	久保

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 173 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
五和町 御領	石出	5738 番の一部、5739 番 1 の一 部	五和町 御領	野頭

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 174 号

第 3 次天草市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について

第 3 次天草市総合計画基本構想及び前期基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

天草市長 馬場 昭治

(提案理由)

天草市総合計画を定めるには、天草市議会基本条例（平成 24 年天草市条例第 24 号）第 1 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 175 号

工事請負契約の変更について

令和 3 年 12 月 17 日議決された議第 180 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 389,400,000 円」を「契約の金額 412,652,311 円」とする。

(提案理由)

スポーツ拠点施設陸上競技場整備その 3 工事において、物価等の上昇に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 176 号

指定管理者の指定について

天草市本渡水産物荷さばき施設条例（平成 22 年天草市条例第 86 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市本渡水産物荷さばき施設
- 2 指定管理者となる団体
天草市港町 10 番 19 号
天草漁業協同組合
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 177 号

指定管理者の指定について

天草市民センター条例（平成 18 年天草市条例第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市民センター

2 指定管理者となる団体

天草市東町 3 番地

一般社団法人天草市芸術文化協会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 178 号

指定管理者の指定について

天草市牛深総合センター条例（平成 18 年天草市条例第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深総合センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市東町 3 番地
一般社団法人天草市芸術文化協会
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 179 号

令和 4 年度天草市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度天草市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 566,631 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,384,506 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		242,477	240	242,717
	1 分担金	19,691	240	19,931
15 国庫支出金		10,440,874	2,334	10,443,208
	1 国庫負担金	5,991,513	2,334	5,993,847
16 県支出金		4,052,231	344,373	4,396,604
	2 県補助金	1,369,730	344,373	1,714,103
19 繰入金		2,536,183	18,684	2,554,867
	2 基金繰入金	2,536,183	18,684	2,554,867
22 市債		6,645,900	201,000	6,846,900
	1 市債	6,645,900	201,000	6,846,900
補正されなかった款項に係る額		35,900,210		35,900,210
歳入合計		59,817,875	566,631	60,384,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		64,338	566,631	630,969
	1 農林水産施設災害復旧費	21,438	533,674	555,112
	3 文教施設災害復旧費	5,690	32,957	38,647
補正されなかった款項に係る額		59,753,537		59,753,537
歳出合計		59,817,875	566,631	60,384,506

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	528,574
	3 文教施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（文化施設）	31,309

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
災害復旧事業	3,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換えるこ とができる。	204,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第180号

令和4年度天草市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度天草市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,569,767 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,954,273 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,510,000	△ 482,896	22,027,104
	1 地方交付税	22,510,000	△ 482,896	22,027,104
15 国庫支出金		10,443,208	13,425	10,456,633
	1 国庫負担金	5,993,847	9,901	6,003,748
	2 国庫補助金	4,431,153	3,524	4,434,677
16 県支出金		4,396,604	9,881	4,406,485
	1 県負担金	2,483,094	△ 9,502	2,473,592
	2 県補助金	1,714,103	19,383	1,733,486
19 繰入金		2,554,867	△ 421,390	2,133,477
	2 基金繰入金	2,554,867	△ 421,390	2,133,477
20 繰越金		1	3,455,705	3,455,706
	1 繰越金	1	3,455,705	3,455,706
21 諸収入		677,088	49,542	726,630
	5 雑入	594,880	49,542	644,422
22 市債		6,846,900	△ 54,500	6,792,400
	1 市債	6,846,900	△ 54,500	6,792,400
補正されなかった款項に係る額		12,955,838		12,955,838
歳入合計		60,384,506	2,569,767	62,954,273

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		271,792	△ 7,470	264,322
	1 議会費	271,792	△ 7,470	264,322
2 総務費		11,639,568	2,674,175	14,313,743
	1 総務管理費	10,897,667	2,707,719	13,605,386
	2 徴税費	324,554	△ 14,264	310,290
	3 地籍調査費	48,719	101	48,820
	4 戸籍住民基本台帳費	184,183	△ 6,387	177,796
	5 選挙費	118,537	△ 184	118,353
	6 統計調査費	23,195	△ 3,980	19,215
	7 監査委員費	42,713	△ 8,830	33,883
3 民生費		18,402,066	△ 61,229	18,340,837
	1 社会福祉費	5,980,046	9,401	5,989,447
	2 高齢者福祉費	4,544,416	△ 94,208	4,450,208
	3 児童福祉費	6,370,090	25,258	6,395,348
	4 生活保護費	1,506,214	△ 1,680	1,504,534
4 衛生費		6,742,867	△ 44,581	6,698,286
	1 保健衛生費	1,575,984	△ 37,976	1,538,008
	2 環境費	3,284,062	10,137	3,294,199
	3 斎場費	129,659	△ 9,578	120,081
	4 水道費	551,706	7,911	559,617
	5 病院費	1,083,203	△ 15,217	1,067,986
	6 看護専門学校費	118,253	142	118,395

5 農林水産業費		2,833,635	11,036	2,844,671
	1 農業費	1,549,824	4,216	1,554,040
	2 林業費	311,550	7,791	319,341
	3 水産業費	972,261	△ 971	971,290
6 商工費		3,095,990	45,011	3,141,001
	1 商工費	3,095,990	45,011	3,141,001
7 土木費		3,120,324	913	3,121,237
	1 土木管理費	186,404	16,912	203,316
	2 道路橋梁費	940,346	△ 3,959	936,387
	3 河川費	272,768	△ 4,683	268,085
	4 港湾費	154,783	179	154,962
	5 都市計画費	1,254,022	△ 5,728	1,248,294
	7 住宅費	312,001	△ 1,808	310,193
8 消防費		1,978,840	△ 1,708	1,977,132
	1 消防費	1,978,840	△ 1,708	1,977,132
9 教育費		4,612,074	△ 46,380	4,565,694
	1 教育総務費	1,057,569	△ 11,903	1,045,666
	2 小学校費	337,299	△ 22,372	314,927
	3 中学校費	388,284	7,102	395,386
	4 幼稚園費	117,552	△ 13,951	103,601
	6 学校給食費	2,047,170	△ 943	2,046,227
	7 社会教育費	664,200	△ 4,313	659,887
補正されなかった款項に係る額		7,687,350		7,687,350
歳出合計		60,384,506	2,569,767	62,954,273

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 選挙費	県議会議員選挙	8,107
3 民生費	3 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	22,110
5 農林水産費	1 農業費	園芸施設省エネ投資緊急支援事業	8,200
6 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	13,769
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	17,365
		市道改良（交付金）事業	26,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	29,904
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	133,831

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報紙印刷製本費	令和5年度	6,248
議会会議録作成業務委託料	令和5年度	6,117
広報紙印刷製本費	令和5年度	20,369
広報紙配送業務委託料	令和5年度	4,812
広報紙編集業務委託料	令和5年度	2,592
ラジオ市政情報等番組制作放送業務委託料	令和5年度	13,213
御所浦地区コミュニティセンター指定管理料	令和5年度	3,486
ごみ袋作製費	令和5年度	36,388
一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託料（本渡地区不燃）	令和5年度～令和7年度	66,639
道路維持補修業務委託料	令和5年度	258,900
スクールボート運航管理業務委託料	令和5年度	23,320

第4表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
農業農村整備事業	114,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換えるこ とができる。	120,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
観光施設整備事業	807,200	〃	〃	〃	820,900	〃	〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	373,000	〃	〃	〃	299,300	〃	〃	〃	〃	〃

議第181号

令和4年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 32,208 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,503,242 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		9,902,384	△ 286,174	9,616,210
	1 県負担金・補助金	9,902,384	△ 286,174	9,616,210
7 繰入金		1,043,318	6,971	1,050,289
	1 一般会計繰入金	1,018,318	6,971	1,025,289
8 繰越金		1	212,208	212,209
	1 繰越金	1	212,208	212,209
9 諸収入		13,471	34,787	48,258
	3 雑入	9,367	34,787	44,154
補正されなかった款項に係る額		1,576,276		1,576,276
歳入合計		12,535,450	△ 32,208	12,503,242

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		143,771	△ 4,996	138,775
	1 総務管理費	125,266	△ 4,996	120,270
3 国民健康保険事業費納付金		2,680,255	△ 27,215	2,653,040
	1 医療給付費分	1,924,569	△ 319	1,924,250
	2 後期高齢者支援金等分	536,218	△ 5,182	531,036
	3 介護納付金分	219,468	△ 21,714	197,754
6 保健事業費		136,347	3	136,350
	3 総合保健施設事業費	22,638	3	22,641
補正されなかった款項に係る額		9,575,077		9,575,077
歳出合計		12,535,450	△ 32,208	12,503,242

議第 182 号

令和 4 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 267,668 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,087,681 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		3,049,632	△ 7,330	3,042,302
	1 支払基金交付金	3,049,632	△ 7,330	3,042,302
6 財産収入		500	19	519
	1 財産運用収入	500	19	519
7 繰入金		2,049,893	△ 75,558	1,974,335
	1 一般会計繰入金	1,891,893	△ 75,558	1,816,335
8 繰越金		1	350,537	350,538
	1 繰越金	1	350,537	350,538
補正されなかった款項に係る額		6,719,987		6,719,987
歳入合計		11,820,013	267,668	12,087,681

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		246,679	△ 9,148	237,531
	1 総務管理費	146,566	△ 9,148	137,418
6 基金積立金		500	180,745	181,245
	1 基金積立金	500	180,745	181,245
8 諸支出金		3,001	96,071	99,072
	1 償還金及び還付加算金	3,001	96,071	99,072
補正されなかった款項に係る額		11,569,833		11,569,833
歳出合計		11,820,013	267,668	12,087,681

議第 183 号

令和 4 年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,954 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,446,848 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		503,954	△ 17,925	486,029
	1 一般会計繰入金	503,954	△ 17,925	486,029
5 繰越金		1	3,209	3,210
	1 繰越金	1	3,209	3,210
6 諸収入		59,547	△ 238	59,309
	4 雑入	58,512	△ 238	58,274
補正されなかった款項に係る額		898,300		898,300
歳入合計		1,461,802	△ 14,954	1,446,848

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,450	885	44,335
	1 総務管理費	41,596	885	42,481
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,373,171	△ 15,839	1,357,332
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,373,171	△ 15,839	1,357,332
補正されなかった款項に係る額		45,181		45,181
歳出合計		1,461,802	△ 14,954	1,446,848

議第 184 号

令和 4 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,169 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,729 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		59,011	△ 3,274	55,737
	1 一般会計繰入金	59,011	△ 3,274	55,737
7 繰越金		1	105	106
	1 繰越金	1	105	106
補正されなかった款項に係る額		59,886		59,886
歳入合計		118,898	△ 3,169	115,729

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		99,640	△ 3,169	96,471
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	99,640	△ 3,169	96,471
補正されなかった款項に係る額		19,258		19,258
歳 出 合 計		118,898	△ 3,169	115,729

議第 185号

令和4年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）

令和4年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,658 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 340,408 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		169,942	△ 38,217	131,725
	1 一般会計繰入金	169,942	△ 38,217	131,725
7 繰越金		1	35,559	35,560
	1 繰越金	1	35,559	35,560
補正されなかった款項に係る額		173,123		173,123
歳入合計		343,066	△ 2,658	340,408

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		249,790	△ 2,798	246,992
	1 総務管理費	249,790	△ 2,798	246,992
4 公債費		47,705	140	47,845
	1 公債費	47,705	140	47,845
補正されなかった款項に係る額		45,571		45,571
歳出合計		343,066	△ 2,658	340,408

議第 186 号

令和 4 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		129,659	△ 9,578	120,081
	1 繰入金	129,659	△ 9,578	120,081
4 繰越金		1	9,578	9,579
	1 繰越金	1	9,578	9,579
補正されなかった款項に係る額		8,533		8,533
歳入合計		138,193	0	138,193

令和4年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度天草市の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 病院事業費用	4,036,813 千円	11,674 千円	4,048,487 千円
第1項 医業費用	3,976,456 千円	9,772 千円	3,986,228 千円
第2項 医業外費用	59,549 千円	1,902 千円	61,451 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「328,040千円」を「330,919千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,306千円」を「2,725千円」に、過年度分損益勘定留保資金「325,734千円」を「328,194千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款 資本的収入	499,153 千円		89,757 千円	588,910 千円
第2項 他会計負担金	134,711 千円		23,000 千円	157,711 千円
第4項 県補助金	65,742 千円		66,757 千円	132,499 千円
		支 出		
第1款 資本的支出	827,193 千円		92,636 千円	919,829 千円
第1項 建設改良費	507,335 千円		92,100 千円	599,435 千円
第2項 企業債償還金	319,858 千円		536 千円	320,394 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,705,242 千円		△ 23,534 千円	2,681,708 千円

(重要な資産の取得)

第5条 予算第11条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

(追 加)

種 類
医療機器

名 称
C T 撮影装置

数 量
一式

(債務負担行為)

第6条 予算第12条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第1表 債務負担行為」のとおり追加する。

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
オーダリングシステム等保守管理委託料	令和5年度	18,782
医用画像システム保守点検業務委託料	令和5年度	7,919
病院管理等業務委託料	令和5年度	3,494
医療ガス設備保守点検業務委託料	令和5年度	3,407
空調設備保守点検業務委託料	令和5年度	3,401
エレベーター等保守管理業務委託料	令和5年度	3,343
CTスキャナ保守業務委託料	令和5年度	2,948
コンピューテッドラジオグラフィ保守業務委託料	令和5年度	2,390
内視鏡保守点検業務委託料	令和5年度	2,098
排水処理槽点検業務委託料	令和5年度	1,459
財務会計システム保守管理委託料	令和5年度	1,250
消防設備保守点検業務委託料	令和5年度	1,109
浄化槽清掃等業務委託料	令和5年度	495
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	令和5年度	212
人工呼吸器等保守点検業務委託料	令和5年度	176
臨床検査業務委託料	令和5年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	令和5年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	令和5年度	契約に定める額

令和4年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度天草市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 事業収益	2,331,084 千円		7,911 千円	2,338,995 千円
第2項 営業外収益	469,682 千円		7,911 千円	477,593 千円
		支 出		
第1款 事業費	2,249,405 千円		△2,759 千円	2,246,646 千円
第1項 営業費用	2,099,595 千円		△2,759 千円	2,096,836 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,194,849千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,828千円及び過年度分損益勘定留保資金1,132,021千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 1, 194, 470 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62, 816 千円、減債積立金 111, 000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1, 020, 654 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出	
第 1 款 資本的支出	1,579,085 千円	△379 千円	1,578,706 千円
第 1 項 建設改良費	728,035 千円	△379 千円	727,656 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	150,738 千円	△3,138 千円	147,600 千円

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 8 条の表中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
268,820 千円	7,911 千円	276,731 千円

(債務負担行為)

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業水質検査業務委託	令和5年度	21,731千円

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度天草市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 事業費	1,834,034千円	△ 7,119千円	1,826,915千円
第1項 営業費用	1,734,182千円	△ 7,119千円	1,727,063千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額629,091千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,602千円、過年度分損益勘定留保資金357,406千円、当年度分損益勘定留保資金242,083千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額628,406千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,593千円、減債積立金110,000千円、過年度分損益勘定留保資金342,195千円、当年度分損益勘定留保資金146,618千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 資本的支出	1,223,574千円	△ 685千円	1,222,889千円
第1項 建設改良費	611,501千円	△ 685千円	610,816千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和5年度	4,628 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和5年度	1,955 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和5年度	26,587 千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	10,113 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	15,712 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	13,943 千円
汚泥脱水業務委託	令和5年度	9,272 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	11,337 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和5年度	1,945 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和5年度	12,168 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	12,813 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和5年度	9,004 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	9,653 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	10,309 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	11,408 千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和5年度	3,212 千円
水質・汚泥成分分析業務委託	令和5年度	10,184 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	104,639 千円	△ 7,804 千円	96,835 千円

令和4年11月29日提出

天草市長 馬場 昭治